

平成 28 年 6 月 6 日

静岡県交通基盤部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の推進に関する試行方針

第 1 ICT 活用を推進する工種

国土交通省における ICT の全面的な活用（ICT 土工）推進への取組状況を踏まえ、静岡県交通基盤部発注工事においては、以下のとおり「ICT 活用工事（ICT 土工）」（以下、「ICT 土工」という）の推進を図るものとする。

なお、運用にあたっては、別に定める「交通基盤部発注工事における ICT 活用工事（ICT 土工）の試行要領」により実施するものとする。

1-1 ICT 土工を推進する工種

静岡県交通基盤部発注工事における、下記の工種とする。

・河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工

ただし、港湾事業及び土地改良事業についても、関係各機関等の動向を確認の上、ICT 土工の推進を検討する。

第 2 実施体制

ICT 土工の推進にあたっては、静岡県交通基盤部が一体となって取り組む体制を整備し、ICT 土工の推進のための各技術に関する試行要領、積算方法など必要な事項について、事務所へ具体的に周知するとともに、実用化が円滑に進むよう対応するものとする。

実施体制を整備するため、交通基盤部建設現場における生産性向上推進会議（別紙 1）及び情報化施工推進ワーキンググループ（別紙 2）を設置する。

第 3 ICT 土工の推進を図るための措置

3-1 ICT 活用工事

ICT 活用工事とは、以下に示す ICT 土工における①～⑤全ての施工プロセスにおいて ICT を全面的に活用する工事である。

【施工プロセスの各段階】

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元施工用データ作成
- ③ ICT 建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT 建設機械とは、3次元マシンコントロール技術、3次元マシンガイダンス技術を用いた建設機械である。

3-2 実施手続及び必要な経費の計上

静岡県発注工事においては、原則的に、該当工種の土工量が 1,000m³ 以上の工事について、公告時に別途定める特記仕様書を添付し、ICT活用工事の適用対象とすることを明示する。契約後に、受注者からの協議を受けてICT活用工事を実施する。

ICT活用工事を実施する場合、設計変更の対象とし、別途定める「ICT活用工事積算要領」により必要な経費を計上する。

3-3 工事成績評価における評価

ICT活用工事を実施した場合は、「創意工夫」項目で加点評価するものとする。

第4 ICT土工の推進のための当面の留意点

ICT土工の推進にあたって、受注者が円滑にICT活用工事を導入して活用できるように、以下の項目について発注者として積極的な対応を図る。

4-1 監督・検査体制の構築と要領等の周知

ICT活用工事において、施工に活用する技術については、その技術に応じた監督・検査を実施することがICT土工の円滑な推進のために必要である。

このため、ICT活用工事に関する監督・検査体制の構築及び要領等を職員に周知し、各要領等に基づいた監督・検査を実施するものとする。

4-2 研修等の実施

関係者が一体となってICT活用工事の推進に取り組むため、研修や講習会等を実施する。